

口大野区所有物品管理規程（紅提灯）

口大野区

（目的）

第1条 大野神社の大祭に樂番が使用する紅提灯は、各町内会が調達管理してきたが、区が一括購入管理することで各町内の経費負担と収納管理を軽減させる。
以下、紅提灯の管理について定める。

（物品管理者）

第2条 この紅提灯の管理は口大野区長がこれに当たる。

（使用）

第3条 町内会が町内会長の責任において、管理者の許可を得て使用する。
2 大祭に樂番町内が使用することを原則とするが、他に使用する場合は目的により管理者が判断する。
3 使用者は使用する日時、数を管理者に事前申告し、使用許可申請書（様式 祭1）を提出する。
4 返却時管理者は次期樂番町内会長立会いで数、形状等を確認する。

（弁償）

第4条 使用中破損などより以後の使用に耐えないと判断した時、貸出し数が紛失等により返却されない時は、管理者の判断により使用者は逃え実費及び諸経費の30%を弁償するものとする。

（物品の維持管理）

第5条 管理者は常に目的達成ため善良なる管理に努めなければならない。
2 紅提灯の維持管理は第4条によるものの他は口大野区の負担金をもってあてる。

（その他）

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は管理者が別に定める。

（附則）

- 1 この管理規程は、平成20年10月1日から適用する
- 2 令和2年3月2日一部改正（第4条弁償）

(様式 祭1)

区所有物品（紅提灯）使用許可申請書

平成 年 月 日

管理者 大野区長 様

申請者

⑩

区所有「紅提灯」の使用許可を受けたいので、大野区所有物品管理規程により申請します。但し、使用に際し「物品管理規程」を遵守します。

1 使用期間 年 月 日から 日まで

2 使用個数 個

使用許可通知書

平成 年 月 日

使用者 様

大野区長

⑩

平成 年 月 日付けで申請のあった区所有物品「紅提灯」の使用は、大野区所有物品管理規程に基づき許可します。

1 使用期間 年 月 日から 日まで

2 使用個数 個

区所有物品（紅提灯）受領書

町内会長

様

秋祭り奉納行事（樂番）で使用した紅提灯を「区所有物品管理規程」により下記のとおり受け取りました。

記

未使用分 個

使用分 個（合計 個）

返却された 個（うち使用分 個）について、次期樂番 町内会長と立会い協議の結果、下記のとおり弁償願うことといたしましたので請求します。

（内訳） 破損による弁償 個

④ 円 × 個 = ¥

年 月 日

管理者 〇大野区長

④